国の施策等に関する提案・要望書

(平成27年1月)

鳥取県

目 次

	(ページ)
1	地方創生のための対策の着実な実施について【未来づくり推進局】・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	地方創生を実現するための地方分権改革の推進について【未来づくり推進局】・・・・・・・2
3	地方税財政の充実・強化について【総務部】‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 3
4	高速道路ネットワークの早期整備について【県土整備部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	北東アジアゲートウエイ「境港」の重点整備について【県土整備部】・・・・・・・・・・15
6	外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うCIQ体制の充実について 【地域振興部, 県土整備部】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
7	国土強靱化を推進する防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の 重点的な配分等について【県土整備部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
8	日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について【地域振興部】・・・・・ 22
9	地方航空路線の維持・拡充について【地域振興部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
10	環太平洋経済連携協定(TPP)交渉について【未来づくり推進局,農林水産部】・・・・・24
11	中山間地域等直接支払交付金の返還要件緩和について【農林水産部】・・・・・・・・・・・・25
12	ため池整備における補助事業の要件緩和について【農林水産部】・・・・・・・・・・・・・・26
13	米価の安定に向けた確実な需給調整の実施について【農林水産部】・・・・・・・・・・・・・・27
14	太平洋クロマグロ資源管理の取組について【農林水産部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
15	原子力発電所の再稼働について【危機管理局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
16	原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について 【危機管理局、生活環境部、福祉保健部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
17	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について【危機管理局】・・・・・・・・・31
18	拉致問題の完全解決について【総務部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
19	ヘイトスピーチに対する法規制について【総務部】・・・・・・・・・・・・・・・・・33
20	生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について【福祉保健部】・・・・・・・・・・・・・・34
21	手話言語法(仮称)の制定について【福祉保健部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
22	地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について【福祉保健部】・・・・・・・・・・・・36
23	持続可能な社会保障制度の構築について【福祉保健部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
24	小学校1年生35人学級の堅持と少人数学級の拡充について【教育委員会】・・・・・・・39
25	学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について【教育委員会,地域振興部】・・・・・・40
26	企業の地方分散を促すための諸制度の再構築について【商工労働部】・・・・・・・・・・41
27	小規模基本法及び改正小規模支援法に係る商工会、商工会議所向け予算の 地方交付税措置について【商工労働部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
28	緊急雇用創出事業臨時特例基金の存続・拡充について【商工労働部】・・・・・・・・・・・43
29	正規雇用への転換促進のための地方中小企業の社会保険料負担の軽減について 【商工労働部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
30	まんがの活用による地域振興の取組支援について【文化観光スポーツ局】・・・・・・・・45

31	地域の文化芸術の振興の取組支援について【文化観光スポーツ局】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
32	ジオパーク活動の取組への支援について【生活環境部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
33	再生可能エネルギーのさらなる導入促進について【生活環境部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
34	表層型メタンハイドレートの調査研究について【生活環境部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
35	次世代自動車の充電インフラ整備促進について【生活環境部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
36	番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について【総務部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
37	地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充について【総務部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

1 地方創生対策の着実な実施について

《提案・要望の内容》

○ 地方から東京圏等への人口流出に歯止めをかけ、地方への新たな人の流れをつくるため、企業・大学・政府機関等の地方分散対策について、国策として強力に推進すること。

※ 地方分散対策の例

・企業の地方移転:地方への移転時の支援のみならず企業活動が軌道に乗るまでの複数

年度に及ぶ支援制度

・大学の地方移転:大都市圏における大学定員の抑制、地方大学との連携

・政府機関の地方移転:積極的な地方へ移転する政府機関のリストアップと確実な地方への

移転の推進

- 〇 出生率を向上させるためには、経済的な負担の軽減が最も必要であり、子育てに対する経済的負担の軽減や大学までの教育費の負担軽減など、抜本的な少子化対策を国策として強力に推進すること。
 - ※ 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査 (H 2 5)
 - ・理想的な子どもの数として「2人」 34% 「3人以上」 63%
 - ・将来的な子どもの予定数 「2人」 47% 「3人以上」 35%
 - ・将来的に持つ子どもの数が理想より減少する理由は

子育てに要する経済的負担が大きい66%育児の精神的・身体的負担が大きい26%高齢での出産に不安がある40%自分の仕事に差し支える23%

- ・「経済的な負担が軽減されれば、さらに子どもを持っても良い」との回答60%
- 新たな交付金制度の制度設計にあたっては、地方が総合戦略に定める政策目標の 達成結果によって交付金の返還を求められることなく、地方が大胆にチャレンジ できる制度設計とすること。
- これまで提案している国家戦略特区について、早期に対策を講じることができる よう、地方創生特区として採択するなど即応性の高い柔軟な対応を検討すること。
 - ※ 提案している国家戦略特区等の提案概要

国家戦略特区申請

- ・ディスプレイの研究開発促進のための規制緩和
 - →道路交通法・道路法などの規制緩和を通じた公道実験の簡易化による開発促進
- 農用地区域での施設設置基準の緩和等
 - →中山間地等での陸上養殖(ギンザケ)や農家レストラン等による6次産業化推進

2 地方創生を実現するための地方分権改革の推進について

《提案・要望の内容》

- 〇近日中にも決定されると仄聞する提案募集に係る対応方針について、地方からの意欲と知恵のある提案を真摯に受け止め、さらなる地方の意欲を引き出すことにつながるよう、原則実現する方向で取り組むこと。
- ○本県からの提案及び本県が参加する関西広域連合や中国地方知事会からの提案のうち、地方分権改革有識者会議の当面の方針において、「更に論点の整理等を行い可能な限り提案の実現に向け努力する」に分類されたものについて、提案の実現に向け真摯に取り組むこと。
- 〇地方創生を強力に進める観点から、地方分権改革の取組を一層推進する必要があり、 これまで地方が強く求めてきた農地制度の見直しやハローワークの地方移管の取組 を推進すること。

<提案募集の状況(地方分権改革有識者会議の当面の方針より)>

区分	実現を前 提に調整 ①	実現に向け引 き続き調整 ②	現行規定によ り対応可能 ③	可能な限り実 現に向け努力 ④	農地・農村 部会で検討 ⑤	提案団体か ら意見なし ⑥	計
全国	3 3	96	8 9	6 0 2	6 1	5 4	935
本県	1	4	2	1 8	3	0	28

- ※実現に前向きなもの(①、②、③の合計)…全国:23%、本県25%。
- ※④は、「可能な限り実現に向け努力する」とされているが、検討の方向性の合致や論点の共通認識が得られていないものや各府省からの第二次回答が「対応不可」とされているものが多数を占めている。
- ※農地関係の提案については、引き続き地方分権改革有識者会議の農地・農村部会で検討すると されている。

<本県提案のうち更に論点の整理等を行い可能な限り提案の実現に向け努力するとされたもの>

1 鳥取県からの提案

- ○ハローワークが行う無料職業紹介事業・雇用保険手続を希望する都道府県へ移管 すること。
- ○小規模な放課後児童クラブが補助対象となるよう、補助要件を緩和すること。
- ○地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう、補助要件を緩和すること。

2 関西広域連合からの提案

○山陰海岸国立公園に係る管理権限を関西広域連合へ移譲すること。

<本県提案項目のうち農地制度の見直しに係るもの>

○4~クタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村に移譲する こと。併せて4~クタール以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村へ移譲す ること。

3 地方税財政の充実・強化について

- ○消費税引き上げの延期により生じる財源不足に責任を持って対応するとともに、地方創生にも資する喫緊の諸課題への適切な対策について、時期を逃さず確実に講じること。
- ○まち・ひと・しごと創生総合戦略において地方創生の取組に必要な経費を地方 財政計画の歳出に計上することが明記されたが、交付税総額が削減されること のないよう、歳出特別枠や地域の元気創造事業費との一本化等による交付税総 額の圧縮は行わず、歳出特別枠、別枠加算を堅持し、交付税総額の確保を最優 先とすること。
- ○地方においては、今後さらに人口減少対策や地域経済活性化のための地方施策を拡充・強化する必要があることから、地方創生に必要な財源を中長期的に確保すること。
- ○8%引き上げ分の地方消費税について、基準財政収入額への100%算入を引き続き実施するとともに、社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること。
- 〇法人住民税の一部を原資化して平成27年度から措置される交付税の配分にあたっては、制度創設の趣旨に則り、財政力の弱い自治体に、より一層配慮した 仕組みとすること。

4 高速道路ネットワークの早期整備について

《提案・要望の内容》

本県の産業・経済の基盤強化と大規模自然災害並びに地方の雇用の創出と 交流人口の拡大に備えた強靭な国づくりに向けて、西日本の日本海国土軸を 形成する山陰道、山陰近畿自動車道等の高速道路ネットワークの早期完成を 図るため、<u>必要な道路予算の総額を確保</u>するとともに、<u>事業中区間の整備促</u> 進とミッシングリンクの解消に向けた<u>未事業化区間の調査・検討</u>を進めるこ と。

〇「鳥取西道路」全線の平成29年度一体的供用

「鳥取西道路(鳥取西IC~青谷IC)」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC~青谷IC」とともに、「鳥取西IC~吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、埋蔵文化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備を促進すること。

〇「北条道路」の交通安全対策事業の早期整備及び全線自動車専用道路としての 早期事業再開に向けた計画段階評価の促進

「北条道路」については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業(湯梨浜・北栄地区の交差点立体化)の早期整備を図るとともに、全線自動車専用道路としての早期事業再開に向けて、早急に計画段階評価を進めること。

○「山陰道~鳥取市福部町」の計画段階評価に向けた調査の促進

未事業化区間の『山陰近畿自動車道「山陰道〜鳥取市福部町」』については、 平成25年度の官民連携による勉強会において、『山陰道』・『鳥取自動車道』・『山 陰近畿自動車道』の3本の路線を連結させる必要性等が示されており、当該区間の早期事業化のための計画段階評価に向けた調査を進めること。

○「米子市~境港」の道路のあり方の検討促進

北東アジアゲートウェイである「境港」及び「米子鬼太郎空港」からの物流・人流の効率化、観光地等へのアクセス向上及び緊急時の避難経路の確保など、広域的な道路ネットワークの充実・機能強化の観点から、「米子市~境港」間に必要な幹線道路のあり方や、米子市内の慢性的な渋滞の対策について、さらに積極的に検討を進めること。

○『鳥取自動車道』における付加追越車線の早期供用

『鳥取自動車道』については、高速道路本来の定時性・安全性を十分に発揮させるため、現在整備中の4区間の付加追越車線を早期に供用すること。

〇『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化並びに『米子自動車道』の付加 追越車線設置及び「米子道路」における付加追越車線の早期供用

高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道(蒜山IC~米子IC)』・「米子道路」について4車線化を行うこと。

また、『米子自動車道(蒜山IC~米子IC)』については、当面の対策として、早期に付加追越車線を設置すると共に、「米子道路」については、現在整備中の日野川東IC~米子南IC間の付加追越車線を早期に供用すること。

○地域高規格道路の整備促進

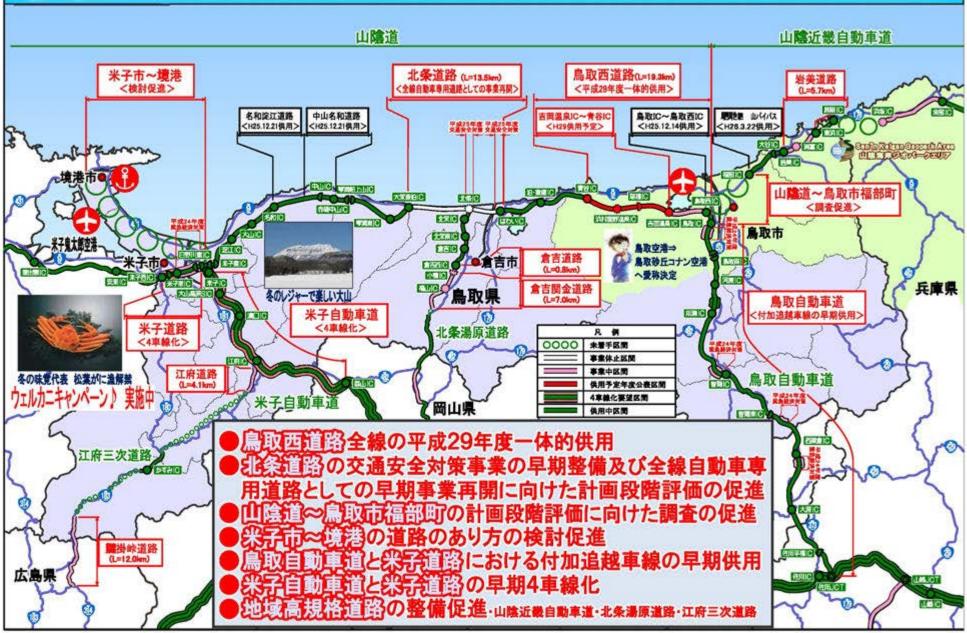
高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路のうち、『**江府三次道路**』 の一部であり直轄権限代行で整備中の「**鍵掛峠道路」**について、特に路線全体 の事業進捗に影響を及ぼす県境部のトンネル工事に早期着手すること。

また、鳥取県が整備中の地域高規格道路について、1日も早い供用を図るため、トンネル等の大規模構造物の進捗状況に応じた重点的な予算配分を行うこと。

「岩美道路」———————————『山陰近畿自動車道』「倉吉道路」、「倉吉関金道路」—————『北条湯原道路』「江府道路」————————『江府三次道路』

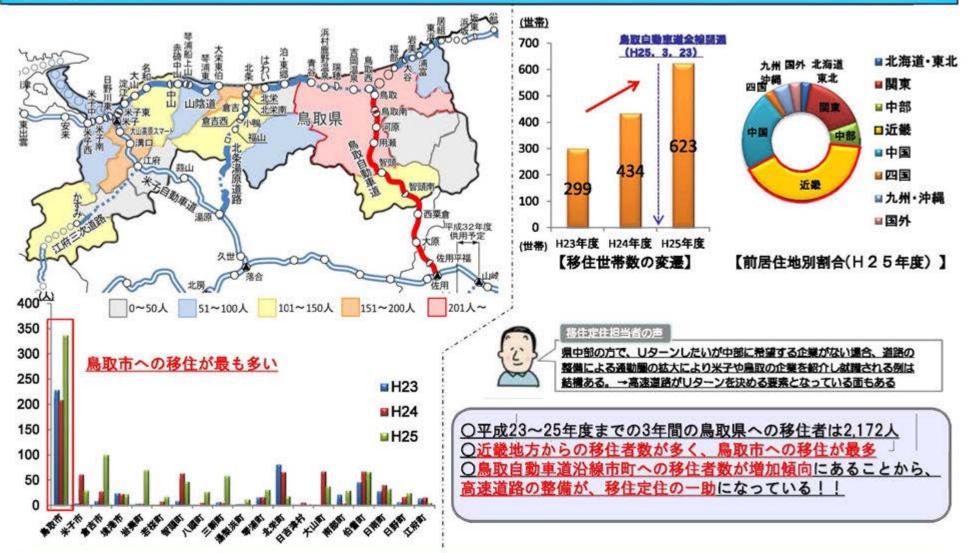


県内高速道路ネットワークの1日も早い連結を!



高速道路ネットワークと移住定住促進

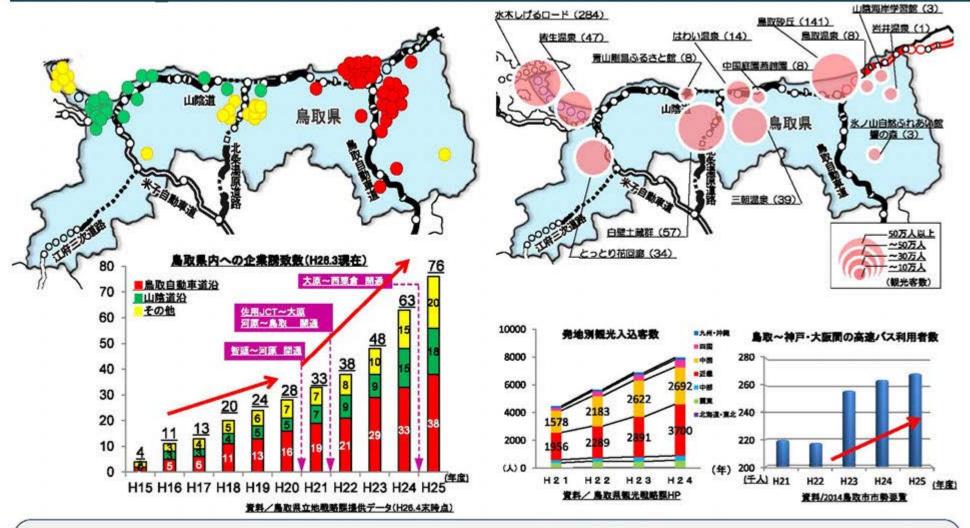




○鳥取自動車道が繋がったことが、通勤圏の拡大と県内の人材誘致に寄与。

交流人口の拡大と企業立地の促進





- ○鳥取自動車道の整備により、鳥取県東部では企業の進出を促進し、観光面では、関西圏 からの観光客が増加!!
- ⇒ 高速道路ネットワーク整備により、『雇用の創出と交流人口が拡大』

鳥取西道路全線の平成29年度一体的供用





「鳥取西道路(鳥取西IC~青谷IC)」については、平成29年度供用予定が公表された「吉岡温泉IC~青谷IC」とともに「鳥取西IC~吉岡温泉IC」についても一体的な供用が図られるよう、埋蔵文化財調査の集中的・計画的な実施に加え、調査が完了した区間においては速やかに工事着手し、整備を促進すること。

北条道路の交通安全事業の早期整備



は全国平均(0.6%)

や県内の他区間(1.6%) と比べて非常に高い。

全線自動車専用道路としての早期事業再開に向けた計画段階評価の促進



「北条道路」 については、近年重大な交通事故が頻発していることから、交通安全対策事業 (湯梨浜・北栄地区の交差点立体化)の早期整備を図るとともに、全線自動車専用道路としての 早期事業再開 に向けて、早急に計画段階評価を進めること。

倉吉IC

工事等を行っていたが、

平成19年度以降は

予算計上なし

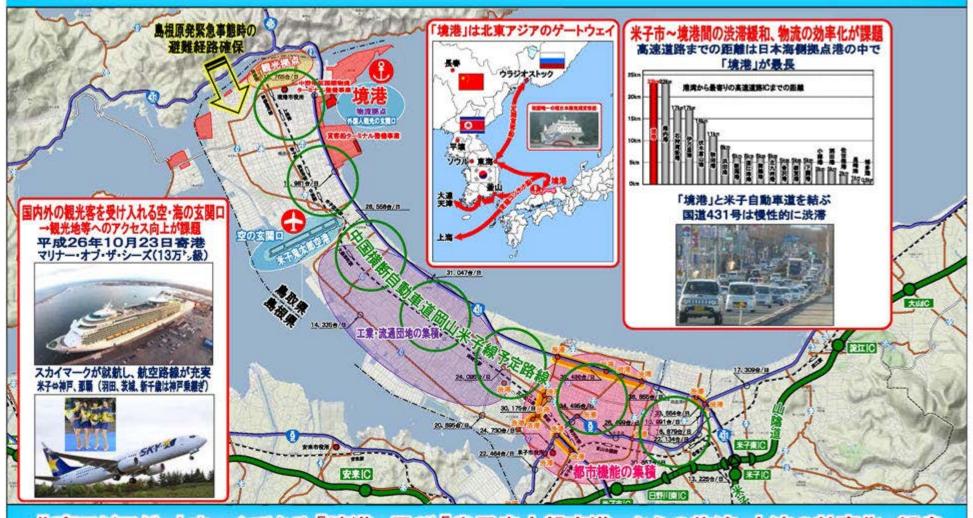
五月 山陰近畿自動車道「山陰道~鳥取市福部町」 計画段階評価に向けた調査の促進



未事業化区間の『山陰近畿自動車道「山陰道~鳥取市福部町」』については、平成25 年度の官民連携による勉強会において、『山陰道』・『鳥取自動車道』・『山陰近畿自動車道』の3本の路線を連結させる必要性等が示されており、当該区間の早期事業化のための計画段階評価に向けた調査を進めること。

米子市~境港の道路のあり方の検討推進





北東アジアゲートウェイである「境港」及び「米子鬼太郎空港」からの物流・人流の効率化、観光 地等へのアクセス向上 及び 緊急時の避難経路確保 など、広域的な道路ネットワークの充実・機能 強化の観点から、「米子市~境港」間に必要な幹線道路のあり方 や、米子市内の慢性的な渋滞の 対策 について、さらに積極的に検討を進めること。

鳥取自動車道における付加追越車線の早期供用



高速道路本来の速達性・定時性の確保



<付加追越車線の構造要件> 設置関隔6~10km、 設置延長1.0~1.5kmを 標準とする。 ※「道路構造令の解説と運用」より

<「松江自動車道」の状況>
71. 6km(三次東JCT・IC〜央道JCT)
のうち4箇所で追給車場を設置
※「松江自動車道」
上間リイを車輌をするする場合

全線62.3kmのうち追越車線が僅か1箇所しかないことから、 高速道路本来の速達性・定時性が十分発揮できていない。

対面交通に起因する重大事故の防止



対面交通は、衝突事故をはじめとする重大事故の要因となるとともに、事故発生時には長時間の通行止を伴う。

『鳥取自動車道』 については、高速道路本来の定時性、安全性を十分に発揮させるため、現在整備中の 4区間の 付加追越車線を早期に供用すること。

西切 米子自動車道・米子道路の4車線化

米子自動車道・米子道路における付加追越車線の設置及び早期供用



年々悪化する交通渋滞の解消



米子道路では、交通量の増加により 通動時間帯を中心に交通渋滞が発生

対面交通に起因する重大事故の防止



<u> 平成22年2月14日、米子自勵車道(伯耆町金屋谷)</u> で発生した正面衝突事故で、大学生3名が死亡。

高速道路本来の定時性・安全性の確保を図るため、『米子自動車道(蒜山IC〜米子IC)』・「米子道路」について4車線化を行うこと。また、『米子自動車道(蒜山IC〜米子IC)』について、当面の対策として付加追越車線を設置すると共に、「米子道路」について、現在整備中の日野川東IC〜米子南IC間の付加追越車線を早期に供用すること。

地域高規格道路 江府三次道路の整備促進県境部の「鍵掛峠(かっかけとうげ)道路」の早期工事着手



高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路のうち、『江府三次道路』の一部であり直轄権限代行で整備中の「鍵掛峠(かっかけとうけ)道路」について、特に路線全体の事業進捗に影響を及ぼす県境部のトンネル工事に早期着手すること。

5 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

《提案・要望の内容》

- 〇我が国の経済再生や国土強靭化を推進し、日本海国土軸を形成するため、 北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備を実施すること
- 1 竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕 の事業化を実現すること
- 2 中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点実施により早期 完成すること

〈参考〉

〇竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル

我が国唯一の国際定期貨客船(日本-韓国-ロシア)は就航から5年が経過するとともに、クルーズ船の寄港が急増し、本年の乗客数は1万4千人とこれまでの最高を記録した。

また、山陰地方の物流において海上輸送網のミッシングリンクの解消に向け、内航RORO船の定期航路の開設に向けたトライアル輸送を実施するなど官民を挙げての活動を展開している。

こうしたなか、境港では、国際定期貨客船や内航RORO船等の航路を結びつけ、 物流・商流の課題を解消する取り組みとして、流通プラットホーム化を推進する。

さらに、国の先導的官民連携支援事業で、地元の総意として、竹内南地区における「みなと」を核にした賑わいづくりと防災拠点機能を両立できる新たな貨客船ターミナルのあり方がまとめられた。

〇中野地区 国際物流ターミナル

合板の国内シェア16%を占める境港背後の木材関連企業は、増産体制を整えるつつあり、原木輸入の増加を見込んでおり大型船に対応する国際物流ターミナルの1日も早い整備を強く望んでいる。

16

竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業[直轄事業]

我が国唯一の環日本海定期貨客船や外航クルーズ船に対応した新たな貨客船ターミナルの整備

国内航路のミッシングリンク解消 国内定期フェリー・RORO船航路 試験輸送を実施 否小牧港 国内海上輸送鉄路の ミッシングリンク 7. M トライアル輸送性跳 トライアル輸送復済 陸送ルート Oミッシングリンクを解消し、中国地方と北海道、北陸及び関 東の物流促進と効率化を目的として平成25年に3回試験輸 複合一貫輸送に対応した 送を実施。 本年は12月22~26日に実施。 これにより、「輸送コスト・リードタイム削減!」 定期化に向け本年も試験輸送を実施すると共に、苫小牧、 ターミナル整備が急務! 新潟、境の三港連携を検討。





山路中央新報(平成26年10月24日)

マリナー・オブ・ザ・シーズ号初寄港(H26年10月23日)



中野地区国際物流ターミナル整備事業[直轄事業]

背後の企業が増産体制



○設備投資

A工場 平成24~ B工場 平成22~ C工場 平成23年 10億円 39億円 - 50億円 1億円

工場増設による直接雇用増 30名程度

着々と増産体制を整え 原木輸入量が増加へ

合板増産に伴い原木の野積が増加

更に野積場が不足







【課題】原木・チップ船がクルーズ船と同じ岸壁



【課題】非効率な荷役



原木を昭和南地区から中野地区へ

1日でも早い完成が必

今年度 ふ頭用地概成の見込み 平成24年7月撮影

平成26年7月撮影

6 外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うCIQ体制の充実 について

《提案・要望の内容》

- 〇地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、人員や審査機器の確保等、CIQ体制の充実を図ること。
- ※国の施策であるビジットジャパンに連携し、地方創生の観点から地域活性化を図るためには 周遊時間を確保することが重要である。
- ※特に、2015年には世界最大級(乗客4,000人級)のクルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」の寄港が予定されるなど、年間で20回程度の寄港による乗客数は約3万人を見込んでいるが、現在の体制では入国手続きに時間を要し、乗客が下船するまでに、大きく時間を費やすことが予想される。
- ※このため、外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航による周遊時間確保には、境港の CIQに係る人員や審査機器の確保等の充実を図るとともに、鳥取空港等地方の非検疫飛行 場においても人員体制の充実が必要である。

〈参考〉

1 鳥取県の取組状況

(1) 本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など、外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

○平成26年(2014年)3月~10月の国際定期便の運航状況

(平成26年10月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空 路	〇米子鬼太郎空港~仁川国際空港(韓国)	(14, 314)	(47.7)
	○毎週日・火・金曜日運航	15,259人	50.3 %
航 路	○境港~東海港(韓国)~ウラジオストク港(ロシア)	(14, 824)	_
	○毎週金・(土) 曜日運航	9,435人	_

※上段()は前年実績

(2) 今後も、山陰唯一の国際航空路線である米子〜ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を 睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットに、インバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

○平成26年度(2014年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績(予定)

区 分	便 数	運航予定
境 港	11便	[外航クルーズ船]乗客3,000人級の大型クルーズ船等が境
鳥取空港	8 便	港に入港し、年間乗客数は過去最高だった平成25年の記
米子鬼太郎空港	53便	録(10,896人)をを更新し、約1万4,000人を突破!
計	72便	[航空便]香港、台湾、ロシア、タイなど

2 境港における入国審査体制の現状

乗員数	~1.000人級	3,000人級
クルーズ 船名	クラブ・ハーモニー(1,000人)	マリナー・オブ・サ゛・シース゛(3,542人)
	DBSフェリー(450人)	
入国審査所要人数	9名	2 4 名

[※]境港出張所の現体制は5名

7 国土強靱化を推進する防災・安全交付金 及び社会資本整備総合交付金の重点的な配分について

《提案・要望の内容》

- ○国土の強靱化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安全・安心を確保する安全対策や地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金を、特に財政力の弱い地方に重点的に配分すること。
- ※国土の強靱化を推進する事前防災・減災対策や暮らしの安心・地域活性化等に重点的に取り 組むことは喫緊の課題である。
 - ・全国的には、平成25年10月の伊豆大島土砂災害や平成26年7月の台風8号、同年8月の福知山市浸水害、広島市土砂災害など各地で甚大な被害が発生している。
 - ・東日本大震災の教訓から公共交通インフラ等の耐震化、遡上する津波に対する海岸堤防や 河川堤防の整備などの総合的な地震対策が急務であるとともに、中央自動車道・笹子トン ネル事故によってインフラの老朽化対策の深刻さが再認識された。
 - ・京都府亀岡市をはじめとして全国で痛ましい通学児童の死亡事故が発生し、早急な通学路 の安全対策も求められている。
- ※当県においても、平成23年の台風12号によって堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水や集落が孤立、現在でも土石流対策が行われていない要援護者施設や侵食対策が完了していない海岸が残されている。また、平成25年7月の大雨によって、浸水常襲地帯において道路冠水により孤立住宅が発生、更に、緊急輸送道路である国道の法面が崩壊し、広域交通を支える幹線道路が数日間全面通行禁止になるなど、多大な影響が生じた。
- ※また、長寿命化計画を策定して橋梁等の安全確保と維持管理コストの縮減に努めているが、 今後急速に進展する老朽化への対策が不可欠であるとともに、大規模地震に備えた橋梁等の 耐震補強、緊急輸送道路の防災対策も急務である。

〈主な対策〉

[治水対策]

- ・河川事業 塩見川:浸水常襲地帯における流下能力度向上(狭窄部解消)
- ・砂防事業 西原地区:重要交通網(JR山陰本線(米子市淀江町))の土砂 災害防止
- 海岸事業 湯山海岸:山陰海岸国立公園の海岸侵食対策

「老朽化対策」

道路施設、河川管理施設、港湾施設等の計画的な維持管理、更新

[大規模地震対策]

橋梁の耐震補強

[防災対策]

緊急輸送道路等の落石防止対策、未改良地区の改良等

[通学路の安全対策]

通学路の合同点検に基づく安全対策

〇地域活性化のため、地域が必要とする事業が円滑かつ確実に推進できるよう、大規模改良工事についても重点的な予算配分を行うこと。

○浸水常襲地区の浸水被害状況

青木地区では、平成23年台風12号により法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの家屋で浸水被害が発生(床上4戸、床下40戸)。 県道の通行止により集落が孤立。



福部町細川地区では、平成25年8月の降雨により 浸水被害が発生(床上4戸、床下6戸)。 県道の通行止により市民生活に影響。



○前線の影響による局地的な集中豪雨によって土石流が発生 (平成25年7月 江府町久連(くれ) 川平山谷川(かわひらやまたにがわ))



〇平成25年7月の大雨で緊急輸送道路である国道が寸断 国道沿いの斜面が崩壊し、大量の土砂が道路を覆い尽くした。(国道180号大木屋(おおきや)地区)



○老朽化によりコンクリート面が剥離し鉄筋が露出している橋梁

平成28年度完了予定で橋梁補修事業を実施中(県道袋河八坂線 円通寺橋)





〇通学路の安全対策

歩道のない1車線の区間や歩道幅員が狭隘な区間において、児童・生徒が通学する時間帯は通勤 自動車の交通量が多く、危険なため、歩道設置等の安全対策が必要。







○鳥取県内の社会資本の老朽化状況

施設の種類	建設後50年以上の施施設数 2000年			記数
心はひり作業実具	加 改 数	2014年	2030年	2040年
橋梁(橋長15m以上)	722橋	(14%) 102橋	(50%) 360橋	(67%) 483橋
トンネル	37施設	(5%) 2施設	(32%) 12施設	(51%) 19施設
水門•排水機場	6施設	(17%) 1施設	(17%) 1施設	(83%) 5施設
港湾·漁港岸壁	59施設	(3%) 2施設	(44%) 26施設	(78%) 46施設

※県が管理するトンネルや橋梁など多くの社会資本の老朽化が進み、今後、維持管理に要する費用が増大する。

8 日本海国土軸を形成する整備新幹線など高速鉄道網の整備について

《提案・要望の内容》

- 〇日本海国土軸を形成する高速鉄道の整備に向け、山陰新幹線の整備計画への格上げに向けた調査に早急に着手するなど、整備の実現に向けた進捗を図ること。
 - ※災害に強い国土づくりを進めるためには、高速鉄道の補完性・代替性(リダンダンシー) を確保することが重要である。
 - ※環境にやさしい大量公共輸送機関としての鉄道機能をより発揮するためには、全国的な 高速幹線鉄道網の整備が必要。
 - ※しかしながら、全国新幹線鉄道整備法が1970年に制定されて以来約42年経過しているにもかかわらず、基本計画線については、着工はもとより調査・計画の目途さえ立っていないのが現状であるが、この間、同法は根本的な見直しはされず、また、その他に総合的な幹線鉄道計画は策定されていない状況にある。
 - ※また、阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかになったように、旅客、貨物輸送を 確保するためには高速鉄道、高速道路などの高速交通網の多重化が不可欠。

く参考>

全国新幹線鉄道網の整備状況



9 地方航空路線の維持・拡充について

《提案・要望の内容》

○交流人口の拡大や地方経済を発展させる真の地方創生を実現するためには、複数 都市を結ぶ地方航空路線のネットワークの拡充が不可欠であることから、地方空 港のミニハブ機能を維持・拡充するため、国として積極的な施策を講じること。

<路線の維持・拡充に向けた取組>

地方空港における国際・国内路線の拡大につなげるため、路線の新設、増便等に対する支援を拡充すること。

- ・羽田空港発着枠について地方路線に優先的に割り当てるとともに、既存路線の維持・拡充について、航空会社に対し国として強く指導すること。
- ・国内定期便の新設・増便等に対する着陸料の免除又は軽減率の拡大を図ること。
- ・地方航空路線の国内・国際定期便に係る空港内停留料、保安料、航行援助施設利用料の免除又は軽減措置を新設すること。
- ・訪日外客数2,000万人達成に向け、国際定期便・国際チャーター便に対する 着陸料の免除等を行うこと。

<施設の機能強化に向けた取組>

ターミナルビルの利用者や空港エプロンのスポット運用が過密状態にある米子 鬼太郎空港について、空港利用の安全性や円滑運用を確保するための機能強化を 図ること。

- ・エプロン機能の拡大を図ること。
- ・民間事業者が空港施設を拡充する際の補助制度を創設すること。

<参考>

○米子鬼太郎空港の国内・国際定期便の運航状況

現在(航空会社・路線)	便数
ANA: 羽田 (H26.10~ 1便増便)	6便/日
SKY: 神戸、茨城(神戸経由) (H25.12~)、那覇 (H26.4~)	3便/日
(羽田・新千歳:神戸乗継、宮古・石垣:那覇乗継)	
アシアナ: ソウル(仁川) ※毎週日・火・金	1便/日

〇米子鬼太郎空港の利用状況

•	J - 1 3 J D J 1	45-4- T 1 D 44 1 31 12 12 4220
	H24年度	470, 319人
Ī	H25年度	632, 111人
ĺ	H26年度	623, 334人

※H26年度は4~11月の実績

○米子鬼太郎空港の国際チャーター便の就航状況

・平成24年度:29便(台湾、中国)

・平成25年度:50便(香港、台湾、ロシア)

・平成26年度:53便を予定(香港、台湾、バンコク等)

10 環太平洋経済連携協定(TPP)交渉及び日豪EPAについて

《提案・要望の内容》

- 〇 TPP交渉にあたっては、農林水産分野のみならず、国民皆保険制度、食の安全・ 安心、政府調達など国民生活のあらゆる分野への影響が想定されるため、国民に 対する情報開示を適切に行い、協定締結に向けた判断について国民的議論を行い ながら慎重に検討、判断を行うこと。
- 〇 また、TPPの検討に際し、守るべきものは守り、攻めるべきは攻め、国益にかなう最善の道を追求するという姿勢で交渉に臨んでいただくとともに、本年1月15日に発効する日豪EPAも含め、国内農林水産業への影響に鑑み、競争力強化などに向けた抜本的支援を行うこと。

【強い農林水産業づくりに向け、求められる主な対策】

- ①畜産、酪農に関する対策
 - ・経営安定対策として、肉用肥育経営安定対策事業の支援内容の拡充
 - ・自給粗飼料や飼料用米の生産拡大のため、生産・調製機械の整備及び関係 施設改修の支援制度の拡充など施策の充実
- ②高品質な農林水産物生産に関する対策
 - ・生産基盤、施設修繕・整備及び大型機械の導入等に対する支援の強化 <例>
 - 農業水利施設、米の乾燥調製施設、畜舎の整備支援
 - ・森林整備加速化・林業再生事業に代わる新制度の創設
 - 高度衛生管理型の水産市場整備支援
- ③水産業に関する対策
 - ・漁船の建造、漁業者の収入安定など水産業に対する補助金が、TPP協定 において原則禁止とされる懸念があることから、水産業を守る対策を講ず ること。

く参考>

TPP参加による鳥取県農林水産業への影響額試算

○国と同様の前提条件で試算

農産物 219億円 (△32.4%)

林産物(合板等) 9億円

水産物(属人) 18億円(△11.3%)

合 計 246億円 (△25.0%) ※() 内は対県内生産額比

11 中山間地域等直接支払制度の返還要件緩和について

《提案・要望の内容》

- 〇 中山間地域等直接支払制度について、農林水産業振興及び地域振興に資する場合の農地転用に伴う補助金返還は、協定農用地面積全体の遡及返還とすることなく、転用された農用地部分の返還にとどめるなど、地元が取り組みやすい制度となるよう改善を図ること。
 - * 中山間地域等直接支払制度は、条件不利地域における農業生産や多面的機能 の維持・増進など、本県中山間地域の農業を守る重要施策として定着している。
 - * 中山間地域等直接支払協定期間内に協定農用地の一部を農地転用した場合、協定農用地全体の遡及返還があることから、協定期間が終了するまでの間、新規雇用を伴う養殖事業や誘致企業の工場増設に着手できないなど、地域の活性化を図る上で大きな阻害要因となっている。

く参考>

1 本県の中山間地域等直接支払の取組状況 (平成26年度実績見込み)

協定数	取組面積	交付金額
690協定	8, 100 h a	1, 139, 662千円

[※]中山間地域等直接支払対象面積の84%をカバー

2 地域振興等に支障を来している事例

- (1) 山間部の4戸しかない集落において、ギンザケ稚魚の養殖施設拡大計画があり、県外者3名を従業員として新規に雇用し、地域に定住させることとしているが、養殖施設の建設用地が協定農用地のため、5年間の協定期間終了まで着工を見合わせている。
- (2) 町誘致企業から、工場の規模拡大を行い、従業員を7名増やすため従業員駐車場を広げたいとの申し出があった。この駐車場用地として適するものが、工場周辺に該当農地しかなく、さらに該当農地が協定農用地のため、全額遡及返還する必要があり断念せざるを得なかった。

12 ため池整備に係る国庫補助制度の要件緩和について

《提案・要望の内容》

〇 近年のゲリラ豪雨や大規模地震を受けて、ため池の整備要望が高まってきており、昨年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」で、ため池整備予算の確保を図るとともに、次のとおり制度の要件緩和を行うなど、地域の実情に応じた事業実施ができるようにすること。

【防災上の効果について】

1 農村地域防災減災事業は、ため池の浚渫について、防災上の効果が条件となっており、実質的に制度を活用することができないことから、地域の実情に応じてため池の浚渫が行うことができるよう、現行制度の要件緩和やため池浚渫の新たな支援制度の創設を行うこと。

く背景>

- * ため池上流の環境変化(山地の荒廃や開墾)やゲリラ豪雨に起因する流入土の増加、底 樋管が小さいといった構造上の問題、ため池関係者の高齢化や減少等に伴い、ため池内 の土砂堆積が進行し、貯水量の減少や土砂吐機能に支障を来していることから、近年、 浚渫の要望が多く聞かれるようになってきた。
- * ため池の浚渫工事においては、効果算定を行うこととされており、土砂堆積が堤体の決壊に繋がるということを論理立てることが難しく、事業実施の隘路となっていることから、この事業で浚渫を行った例がないと聞いている。このため、破堤を想定した影響で評価するなど、取り組みやすい制度に改善することが必要。

【経済効果算定について】

2 受益面積が少ない等の理由で農業効果が小さい場合においても、人家、人 命、公共施設への影響が大きいため池も多いことから、農村地域防災減災事 業の採択に当たって、総費用の50%以上を農業効果で賄うこととされてい る要件を緩和すること。

<経済効果算定に係る農業効果の取扱い>

* 決壊した場合に人家、人命等に影響があるため池については、全体の想定被害額が大きい場合であっても、受益面積が少ない場合は、農業効果が発現しにくいことから、採択要件を満足せず事業実施が困難となっている。

<参考>

〇鳥取県内のため池における土砂堆積の現状

ため池総数	供用ため池数	一斉点検数 (H25実施分)	左の内浚渫が必要と考えられる ため池数	割合
1,100箇所	744箇所	442箇所	176箇所	40%

13 米価の安定に向けた確実な需給調整の実施について

《提案・要望の内容》

- 〇 米価下落は大規模稲作農家の収入下落に直結するものであり、経営継続を脅かす深刻な状況になっている。再生産が可能な米価水準に戻すため、下落の原因となった過剰米を緊急に市場から隔離し、需給の均衡を図ること。
 - 「※ 過剰米対策として、米穀機構の資金を活用した20万トン程度の保管が検討されているが、備蓄米として国が買い上げるなど、確実に隔離でき、実効性のある対策を講じることが必要である。
- 米の需給調整については、国全体で一体的に取り組まなければ十分な効果が期待できないことから、平成30年産以降も国の責務として国レベルで取り組み、確実な需給調整を行うことで米価の安定化を図ること。また、従来から需給調整に協力してきた地域に不利益が生じないよう、公平性を担保した方法で行うこと。
- 稲作農家が実施する生産コスト低減の取組について、一層の推進を図ること。
 - ※ 低コスト技術の導入推進については、昨年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に係る補正予算で27年産米での稲作農業のコスト削減の取組を支援する検討を進められていると聞いている。現時点では、作付計画を検討中の農家も多いことから、農家が十分検討できるよう、繰越を前提とした仕組みにするとともに、事業実施に当たっては、地域段階で過度な負担が無いようにすること。
- 〇 水田フル活用の推進に当たって、飼料用米等への作付転換の取組が、継続的かつ安定したものとなるよう、水田活用の直接支払交付金等による現行の支援水準を維持すること。
 - 一転換品目の柱である飼料用米は、国の交付金無しでは採算が合わない。現場からも交向付金維持の要望が強く、取組を加速、継続するため、十分な予算確保をお願いする。

く参考>

〇県内の平成26年産米の概算金単価

コシヒカリ1等 9,200円/60kg (前年対比 \triangle 2,800円) ※全農とっとりは9,000円で検討していたが、農家への影響を考慮して200円を上乗せして設定

○現場の声

- ・経営委託の要望が増えてきているが、今年の米価では断らざるを得ない。また、条 件の悪い農地を返すことも考えたい。
- もうけにはならないが、やむなく水田を受託する方向で検討している。飼料用米を 中心に、野菜等含めて作付を検討したい。
 - →交付金制度の先行き不透明感から、飼料用米に消極的な声も聞かれる。
- ・中小規模の農家からの作業委託から経営委託への変更要望が増え始めており、安定 した収入である受託料減少による経営への影響を心配している。

14 太平洋クロマグロ資源管理の取組について

《提案・要望の内容》

- 〇このたびWCPFC年次会合で正式に採択された成魚 (30kg以上) の管理 や国が検討する方針を示している日本海の産卵期の漁獲管理については、次の とおり取り組むこと。
 - 1 大中型まき網業界がこれまで取り組んできた自主規制措置を尊重するとと もに、全国で最も成魚の管理の影響を受ける境港地域の漁業実態を踏まえ、 漁業者の意見を聞いた上で検討すること。
 - 2 成魚や産卵期の漁獲管理の必要性及び資源増大効果については、漁業者が 納得できる科学的根拠を示すこと。
 - 3 本県境港で水揚されるクロマグロは成魚が主体であり、流通業、観光業な ど多くの業界が関わっており、水産業のみならず地域経済全体への多大な影響に対して十分配慮すること。

<参考>

1 業界の対応

- ・日本海におけるクロマグロ成魚の 漁業は、夏期の産卵期前後に日本 海を回遊、集群する個体を漁獲す るものであり、この時期以外に漁 獲はできない。
- ・日本海の大中型まき網漁業では、2 011年から成魚の総漁獲量を2,000 トン未満に自主規制してきたとこ ろであり、その継続性を考慮して いただきたい。



2 地域の現況

(1) 境港の水揚げ状況

(鳥取県集計:内蔵込み重量に補正)

	年	30kg未満 (トン)	30kg以上(トン)	合計(トン)	金額(百万円)
	2011 (H23)	632	1, 900	2, 532	2, 283
	2012 (H24)	77	670	747	1, 007
Γ	2013 (H25)	127	1, 533	1, 660	1, 467
Ī	2014 (H26)	249	1, 799	2, 048	1, 620

(2)地元の声

・大中型まき網漁業者では資源管理の必要性については一定の理解を示しているが、成魚が主体の境港では、今後検討される成魚の漁獲管理の規模や手法によっては、漁業経営に与える影響が大きく、さらに市場・流通関係者や飲食・観光業者は地域経済への影響を懸念。

15 原子力発電所の再稼働について

《提案・要望の内容》

【再稼働に向けての国の対応について】

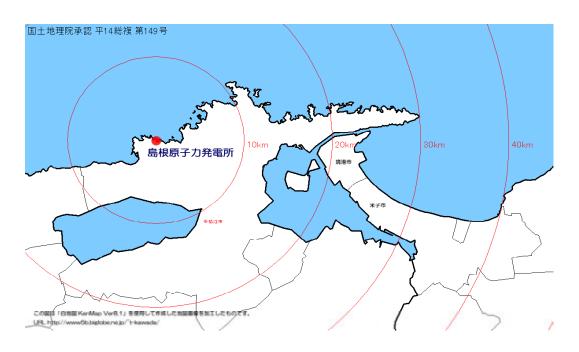
〇川内原子力発電所の地元同意のプロセスについては地方それぞれの事情があって の判断であり、このプロセスが他の地域の再稼働判断のプロセスを規格化するも のであってはならない。

国は、再稼働の判断に当たっては、安全を第一義として地域の実情に応じた意見集約あるいは安全判断を行うこと。

※万が一原子力災害が発生した場合、県境等は全く関係なくその被害は周辺地域にも及ぶことから、UPZ(緊急時防護措置準備区域)に含まれる地域の意見も立地自治体と同様に反映されることが必要。

く参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。 UPZ(30km圏内)では境港市と米子市の一部が対象となる。



16 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

《提案・要望の内容》

【新規制基準適合性審査について】

〇宍道断層の活断層評価をはじめ、地震・津波について、最新の知見を反映し、改めて確認を行うとともに、島根原子力発電所2号機に係るフィルタベントや事故時における組織としての危機対応力などの新規制基準の適合性確認審査を厳正に行うこと。また、その結果について、鳥取県、米子市及び境港市並びに地域住民へ丁寧かつ十分に説明を行うこと。

【汚染水対策について】

〇島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること(事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等)。また、国においてもその内容を精査し、丁寧かつ十分に説明するとともに、汚染水対策については法的にも担保するように措置すること。

【中国電力の周辺地域における対応について】

〇中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に 行うよう指導するとともに、再稼働に向けての一連の手続きに際し、立地自治体 と同等に対応するよう指導すること。

【周辺地域の意見を反映する仕組みについて】

〇原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。

【原子力行政における情報の透明化等について】

〇福島第一原発事故に関する徹底した情報公開、原子力発電所の状況や放射性物質 の影響等に関する緊密な情報共有など、国の原子力行政の基本として情報の透明 化を徹底し、地方自治体との連携を深めること。

17 原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

- 〇原子力発電所の安全確保は絶対的なものではなく、万が一の事故に対する防災対策 の強化が重要であり、国の責任で強化に取り組むこと。
- ○緊急時防護措置準備区域(UPZ)の原子力防災体制初期投資として、原子力環境センター(県モニタリング本部)等を平成27年度までに確実に整備できるよう、国において必要な財源を措置すること。
- 〇原子力災害時における屋内退避施設の確保のため、医療・社会福祉施設の放射線防護対策事業について、地域の実情に応じて柔軟に対応し、引き続き国交付金による予算措置を行うこと。また、要援護者搬送用車両及び広域福祉避難所で必要な資機材について整備できるよう、予算措置を行うこと。
- 〇原子力防災対策を実施するうえで必要となる人件費等の国交付金対象外について も、国や電力会社が相応の負担を行う仕組みを、早急に構築すること。
- 〇要援護者の避難のための特別な移動手段、避難に当たって入院患者等に付き添う看護師など医療従事者の確保等について、国が関与して方針を示すとともに、体制を整備すること。

く参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。 UPZ (30km圏内)では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費(初期投資)の必要額

)島根原発の防災対策費(初期投資)に対する国交付金の必要額は概算で約19億円!

· 緊急に原子力防災体制の整備が必要。[H25~H27年度の3力年整備]

(単位:百万円)

国の支援策	事業内容	H25年度 事業費	H26年度 所要額	H27年度 所要額	計
	防護資機材(可搬型モニタ リングポスト11台)整備、普 及啓発、防災訓練等	224 可搬型モニタリングポスト、放 射線計測器、防護服等	61 維持管理費等	113 原子力環境センター(仮 称)整備に係る機器	398
	危機管理体制整備等 (TV会議システム等)	31 設備維持費等	. 70 ※同上	※維持管理費は別途	101
原子力発電	被ばく医療整備等(スクリーニング、ホールボディカウン を2台等)	500	155		
施設等緊急 時安全対策 交付金		ホールボディカウンタ 〔鳥取大学附属病院〕 2 医療機関用除染資機材	ホールボディカウンタ (県立中央病院)	_	663
	緊急被ばく医療研修等、安 定ヨウ素剤備蓄等(UPZ7万 人・調剤機材)	9	7	_	16
		安定ヨウ素剤関係	医療用放射線測定機器		
	小計	766	293	113	1, 172
	モニタリングポスト・システム・測定機器整備、環境試料分析等整備	213	_		213
11 4 1 A4 E4 10		モニタリングデータ統合の ためのシステム改修			
放射線監視 等交付金	原子力環境センター(仮称) 整備等	20	<u>195</u>	250	465
サスリル		地質調査、基本設計・実施 設計【H24年度分含む。】	建築工事着工、放射能 の分析機器を順次整備	環境センター竣工、放射 能分析機器を順次整備	
	小計	<u>233</u>	<u>195</u>	250	<u>678</u>
合 計	3か年で <u>19億円</u> 必要⇒	999	488	残り約4億円1363	<u>1. 850</u>

拉致問題の完全解決について 18

《提案・要望の内容》

- 〇松本京子さんをはじめとする拉致被害者全員の帰国を一刻も早く実現するため、 以下の対応を図ること。
 - ・北朝鮮に対して、迅速な調査の実施と速やかな報告を強く求めること。
 - 国際社会と連携して北朝鮮への圧力を強めること。

く参考>

【政府認定拉致被害者】

松本京子さん(米子市出身、当時29歳):昭和52(1977)年10月21日、自宅 近くの編み物教室に向かったまま行方不明。



※平成18(2006)年11月20日、政府が拉致被害者と認定。

(全国で17人目、県内初)

【特定失踪者(拉致の可能性が指摘されている人)】※特定失踪者問題調査会の公表による

古都瑞子さん(日南町出身、当時47歳):昭和52(1977)年11月14日、普段

着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が 高い」と判断。



平成19年8月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。

たくらとかやす **矢倉富康さん** (米子市出身、当時36歳):昭和63(1988)年8月2日、一人で

出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。 ※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が



高い」と判断。

平成19年10月、米子警察署に告発状(所在国外移送目的略取誘拐罪)を提出。

上田英司さん(伯耆町出身、当時20歳): 昭和44(1969)年11月4日、「京都 に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



【拉致の可能性を排除できない事案に係る方】※鳥取県警察本部の公表による 木町勇人さん(大山町出身、当時20歳): 昭和50(1975)年8月25日、京都府 宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。



松田敏一さん(大山町出身、当時25歳): 平成4年(1992)年9月17日、千葉 県船橋市の下宿先を出て以降、行方不明。



19 ヘイトスピーチを禁止する法律の整備について

《提案・要望の内容》

〇暴力や差別的行為を扇動し、人種、国籍などに対する差別や偏見を助長し増幅 させるヘイトスピーチを禁止する法律を整備すること。

<参考>

1 鳥取県における人権施策

平成8年7月、全国の都道府県で初めて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、差別のない真に人権が尊重される社会をつくるための取り組みを進めているところ。

【鳥取県人権施策基本方針策定(平成9年4月策定、平成16年3月改訂、平成22年11月第2次改訂)】 ○めざす社会

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

○人権尊重の基本理念

めざす社会の構築に向け、3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開

- (1)一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- (2)人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- (3)すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進(ユニバーサルデザインの推進)
- ○様々な分野における施策の推進方針

(「外国人の人権問題」より抜粋)

歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国と日本との関係や韓国・朝鮮籍の人が日本で暮らすようになった歴史的経緯、その実情等、国際社会に対する理解と認識は未だ十分とは言えない面があり、また、近年の在住外国人の増加に伴って、日常生活に関わる様々な分野で問題も生じてきています。

外国人の人権を尊重するためにも、国籍や民族などの異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認めることにより相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らし、自らの民族文化を身につけ、文化的誇りをもてる環境づくりが必要です。

2 鳥取県議会が意見書を議決し国へ提出

鳥取県議会は、平成26年11月定例会において「ヘイトスピーチの禁止等に関する法律の整備を求める意見書」を議決し、地方自治法第99条の規定に基づき国に提出した。

3 鳥取県と韓国の友好交流の主な状況

- ・1994(平成 6)年…鳥取県と韓国江原道が友好提携締結。
- ・1995(平成7)年…鳥取県教育委員会と江原道教育庁が姉妹協定を締結。
- ・2010(平成22)年…鳥取県議会と江原道議会が「友好交流に関する合意書」を締結
- ・2014(平成26)年…両県道と両地域の旅行社が観光分野における協力関係の発展を図る業務協約 締結。友好交流20周年記念行事を両県道で開催。
- ※県内8市町においても、韓国江原道の各都市との友好提携を結んでいる。

20 生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

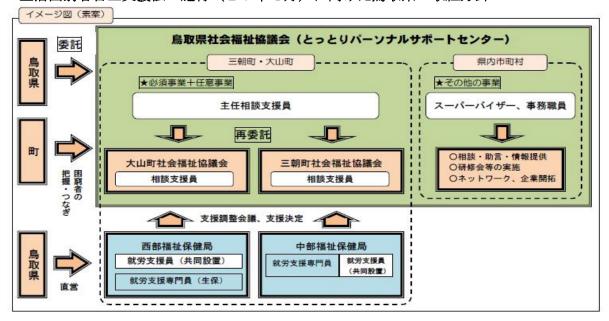
- 〇生活困窮者自立支援法の施行にあたっては、対象者が多く見込まれない小規模な福祉 事務所設置自治体においても持続可能で実効ある運営ができるよう、対応実績に関わ らず、体制整備・維持に必要な国庫負担金が確実に受けられるような仕組みを講ずる こと。
 - ※鳥取県では町村部においても福祉事務所設置が進んでおり、住民に身近な市町村で要保護者の 支援を実施しているが、財政規模の小さい市町村における生活保護の適正実施や生活困窮者の ための新たな相談体制の整備には、国の確実な財政措置が必要。
- 〇生活保護適正化事業、自立支援プログラム策定実施推進事業、安心生活創造事業、地域生活定着促進事業等を推進するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金は、これまでどおり国の全額負担のもと、着実な事業継続が図られるよう十分な財政措置を講じること。
 - ※来年度から補助率の引き下げが検討されているが、当該補助金は市町村福祉事務所等が生活保護制度の適正実施や要援護者の自立促進等に向けた取組をより一層促進していくために重要な財政基盤である。(平成26年度国庫協議額:236,798千円)
 - ※「安心生活創造推進事業」については、国が事業の円滑な導入のため通算3年間は補助対象期間として支援を約束し、平成25年度から県内11市町村が必要な人材を雇用し計画的に事業を進めているところであるが、事業半ばの補助率の大幅な引き下げは、実施市町村も財政的に厳しく、軌道に乗り始めた事業の後退につながる。

く参考>

1 鳥取県における福祉事務所の設置状況

県・市町村の別	設置状況	被保護世帯数(H26.8月)
県	2	31~ 50世帯(1か所)81~120世帯(1か所)
市	4	
町村	1 3	0~ 30世帯(3か所)31~ 50世帯(4か所)
		51~ 80世帯(3か所)81~120世帯(3か所)

2 生活困窮者自立支援法の施行(27年4月)に向けた鳥取県の取組方針



3 セーフティネット支援対策等事業費補助金の補助率削減の検討されている主な事業等

○平成26年度の事業内容 (単位:千円)

		<u> </u>
実施主体	補助率(国)	国庫補助額
県·市町村	10/10	8, 848
市	10/10	3, 944
市	10/10	2, 182
市町村	10/10	90, 012
	県·市町村 市 市	県・市町村 10/10 市 10/10 市 10/10

[※] 事前協議の結果、国の予算が不足したため、一部の事業を「緊急雇用創出事業臨時特例基金」で対応

21 手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

- ○手話言語法(仮称)を制定すること。 これにより難い場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーション を保障する法律を制定すること。
 - ※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。
 - ※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、神奈川県や北海道石狩市など9自治体においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が全ての都道府県と9割近くの区市町村の地方議会で採択、日本弁護士連合会や全国市長会等からも手話言語法制定を求める提言が提出されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。
 - ※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話 通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。
 - ※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、 点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の 理解や配慮は十分とは言えないのが実態。
 - ※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

<参考:本県の取組>

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- ○平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語 条例」が全会一致で可決・成立。
- ○手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- ○可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人 近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- ○タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しに ろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートす る仕組み。
- ○県内23名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- ○本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- ○鳥取方式では、行政等の窓口に端末を設置するだけではなく、個々のろう者が所有する端末からも センターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。

3. 情報アクセス・コミュニケーション支援

○鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

22 地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について

《提案・要望の内容》

- 〇報酬改定等に伴う障害者自立支援給付支払システムの改修に要する経費を国に おいて全額負担すること。
 - ※制度改正等に伴うシステム改修は国の責任において行われるべきもの。
 - ※平成26年度は障害者自立支援給付支払等システム事業として国1/2の補助率で 実施されることになっているが、平成24年度までは障害者自立支援対策臨時特例 基金特別対策事業として国10/10の補助率で実施されていたものであり、国によ る全額補助が必要。
- 〇市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ず ること。
 - ※平成25年度市町村地域生活支援事業における国庫補助金平均内示率(鳥取県)は77%であり、必要な財源が確保されない中で、市町村は新たな事業の実施を躊躇している。
- ○障がい児へのサービスが円滑に提供できるよう、児童発達支援管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者と同様に、研修受講に係る猶予規定を設けること。
 - 「※障がい福祉サービス事業所等において利用計画の作成及び支援内容の客観的評価等を行う「サービス管理責任者」については、事業の開始の日から起算して1年間は、 実務経験者であれば研修終了要件を満たしているものとみなす猶予規定がある。
 - ※一方、障害児通所支援事業所等において同様の業務を行う「児童発達支援管理責任者」にはこの猶予規定はないが、今年度末を終了期限として同様の猶予措置が経過措置として認められているところ。
 - ※現在、事業所開設を計画している法人があるが、4月から研修を終了するまでの間は配置なしの状態となってしまうため、二の足を踏んでいる状況となっている。

<参考>地域生活支援事業(鳥取県市町村分)平成25年度実績(国の補助充足率77%)

平成25年度 市町村地域生活支援事業の総事業費616百万円(鳥取県)

 国1/2×77%(充足率)
 県1/4
 市町村1/4

 238百万円
 119百万円
 154百万円

 市町村持ち出し額
 県上乗せ補助額

 70百万円
 35百万円

※太枠部分:国庫補助金が総事業費の1/2を満たないため市町村の持ち出しが発生 ※網掛部分:県は国庫補助金の額にかかわらず総事業費の1/4を補助

<参考>児童発達支援管理責任者の資格要件について

〇サービス管理責任者…猶予期間(事業開始から1年間)内に研修修了すればよい

事業開始 研修受講 ☆ 描予期間(事業開始から1年間)

〇児童発達支援管理責任者・・・H27.4.1以降は猶予期間がなく、研修修了後でなければ事業開始できない

研修受講 ☆◆ H27.3.31 事業開始

23 持続可能な社会保障制度の構築について

《提案・要望の内容》

○社会保障制度の喫緊の諸課題について、時期を逃さず適切に対策を講じること。

【子ども・子育て支援新制度等の少子化対策】

①子ども・子育て支援新制度の目的である幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充 と質の改善が共に実現されるために必要となる総額を確保すること。

財源の目処が立たず、当面 0.7 兆円の範囲には含まれていない「質の改善」事項のうち、 特に以下の項目を要望する。

- ・ 1 歳児の保育士配置の改善(6:1 → 5:1)※当県では平成 14 年から4.5:1 の加配を支援
- ・私立幼稚園・保育所・認定こども園等の職員給与改善(+5%)※+3%に留まる見込み。
- ・放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善
 - ※当県では、平成26年度から放課後児童指導員の資格を持つ者の給与改善に対して支援
- →保育士及び放課後児童クラブ指導員の給与改善及び処遇改善は、保育士等の人材不足の 解消に直接効果があり、量的拡充の実現にも不可欠である。
- ②認定こども園に係る公定価格の単価の見直しを早急に行い、その結果を速やかに 明示するとともに、早期確定を行うこと。

現在示されている認定こども園 (1号認定)の公定価格の仮単価は、大規模な施設ほど現行の私学助成より、格段に低くなるよう設定されているため、全国的に認定返上を行う施設があるなど問題となっている。

そのような中、10月24日の国の子ども・子育て会議で「当面の対応の基本方針」が示されたが、具体的な改善内容にまでは言及されていない。

当県においては、認定返上を行う施設はないが、各認定こども園が新制度への移行に不安を抱いている。

- ③各施設並びに県及び市町村における新制度への移行準備のため、国から迅速に情報提供すること。
- ④地域少子化対策強化交付金を恒久的な事業として確立するとともに交付額を拡大し、地域の実情にあった効果的な横展開を可能とするため、限定的な事業範囲の見直しを行うなど事業要件の緩和を図ること。

本交付金は、各地域が、出会いから妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を地域の実情に応じて実施できるものと期待されたが、交付金の運用にあたり採択基準に柔軟性がなく、地域が取り組みたい事業に十分に取り組めない。

【柔軟でない採択基準】

- ① 婚活イベントなど出会いにつながる事業は対象外 本交付金では、地方公共団体が少子化対策として最も行いたい出会いの機会づくりを目 的とした事業は対象外となっている。
- ② 事業の先駆性

他の自治体で効果の出ている事業について実施したくとも「他の自治体の事業にならった当該自治体では初の取組」というだけでは先駆的とは判断されず、地域の独自性を加えたものでない場合、採択の可能性が低い。

【国民健康保険制度】

- ①社会保障・税一体改革において方針の決まっている低所得者対策のうち、未だ 実現していない保険者支援制度の拡充(1,700億円)について、早期・確実な実 施を行うこと。
- ②後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国保 の支援に優先的に活用することはもとより、国の負担割合を引き上げるなど、 今後の医療費の増嵩に対応できる財政基盤の強化策を実施すること。

国保制度の基盤強化に関する国と地方の事務レベルのワーキンググループでは、高齢者や低所得者が多く医療費が嵩むが保険料収入が見込めないという国保の財政上の構造問題に対する知事会側の要請に国は応えておらず、このままでは地方は国民健康保険の都道府県単位化に合意することができない。

【介護保険制度】

①平成27年度から設置が予定されている地域医療介護総合確保基金(介護側) について、介護人材の確保に要する経費など、喫緊の課題に対する予算確保を 確実に行うこと。

本県では、基金財源により、介護福祉士養成に関する修学資金貸付制度や子育て世代の 介護職への就業支援、医療介護連携に関する取組などを検討しているところ。

②平成27年度から実施が予定されている低所得高齢者の介護保険料の公費減免 (公費投入による保険料軽減)について、減免制度の適切な運用ができるよう、 必要な国庫財源を確保すること。

平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業支援計画における本県の保険料基本額は、第 5 期の 5,420 円/月 (全国平均:4,972 円/月) からさらに増加し、6,500 円前後になる見込み。低所得高齢者に対する配慮が必要であるほか、県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担も限界に来ている。

③介護保険制度が適切に運用できるよう適切な介護報酬を設定するとともに、今後深刻化する介護人材の確保に向け、介護職員の処遇改善に関する加算等を継続すること。

今般の介護報酬単価引き下げの報道を受け、介護サービス事業者等から「適切なサービスが提供できる介護報酬単価となるか不安」との声があがっている。

24 小学校1年生35人学級の堅持と少人数学級の拡充について

《提案・要望の内容》

- 〇児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を充実させることにより、学校生活 や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図る ため、次のとおり少人数学級を推進すること。
 - ①小学校1年生の35人学級を堅持すること。
 - ②さらなる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備を行うこと。

<参考>鳥取県の状況

1 平成14年度から小学校1、2年生で30人以下学級を県独自に実施。

く背景>

- ○「遊びや生活を中心とする就学前教育」から「教科等の学習を中心とする小学校教育」 へ生活環境が大きく変わり不安定
- ○基本的生活習慣の定着、学習意欲の低下、思考力・表現力の低下、コミュニケーション 能力不足が課題
- ○少人数化することで、発達段階に応じたきめ細やかな指導を充実し、小学校への移行を 円滑化する必要性

2 平成24年度から国の計画を先行実施するかたちで単県費による小中学校の全学年で 少人数学級を実施。

く背景>

- ○児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査等の結果によると、全体的にはおおむね良好だが、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化(傾向)、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化
- ○基本的生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、少人数指導や全学年での少人数 学級の実施によるきめ細やかな対応の必要性

【効果】

- 〇小1プロブレム、学習面や生活面で一定の成果
- 〇一人一人の児童生徒に教員がじっくりと向き合いきめ細やかな対応ができる環境づくり
- 〇児童生徒にとっても少人数学級の中で一人一人の活躍する場面が増え、学習意欲の向上
- ○単なる知識の習得にとどまらず、活用する力を育てる授業の展開

≪具体的な成果事例:全学年導入前後(H23以前とH24)との比較≫

(学 習 面)

- ◇民間学力検査における全国平均との差が上昇
 - ※A中学校3年における前年比較

8. 4ポイント増加

(H23:+5. 2ポイント→H24:+13. 6ポイント)

(生活習慣面)

◇不登校生徒数の激減

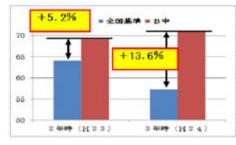
- ※B中学校では、少人数学級でない2年次に 一度増加した不登校生徒数が、全学年導入 したH24(3年次)には約1/3に減少。
- **◇Q∪調査における学級生活満足群の割合増加** ※C小学校4・5年生における前年比較

(4年生:+7%、5年生:+6%)

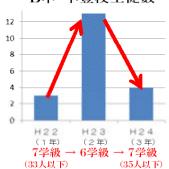
[現在の本県の学級編制基準]

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3~6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

A中·学力検査結果



B中·不登校生徒数



25 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業(天井等の非構造部材対策を含む)を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、実情に沿った補助単価とするなど耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【公立学校施設の耐震補強・改築に係る耐震化補助事業の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を、Is値に関わらず2/3へ引き上げること。 *現行…耐震補強 Is値0.3未満:2/3、Is値0.3以上:1/2 耐震改築 Is値0.3未満:1/2、Is値0.3以上:1/3

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

耐震補強・改築の国庫補助率を公立学校並みとされたい。

- ・耐震補強については、補助率を2/3へ引上げ。 *現行… I s 値 0.3未満:1/2、I s 値 0.3~0.7:1/3
- ・耐震改築については、補助率を1/2とするとともに、補助対象は構造耐震指標 (Is値) だけでなく、耐力度点数のように築年数等も加えた制度とすること。
- ○学校施設の避難場所としての機能を高めるため、防災機能強化のための補助制度を充実させるとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校について、対象工事の拡充を行うこと。
- 〇屋内運動場等の吊り天井など非構造部材の耐震対策について、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、明確な基準及び点検方法を示すこと。
- 〇地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する 地方財政措置を継続すること。
- ○公立学校施設の耐震化事業については、工期の遅れや学校の統廃合に係る調整に伴い、やむを得ず平成28年度以降に完了がずれ込む場合も見込まれることから、国庫補助率の嵩上げ措置を平成28年度以降も延長すること。

く参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

区	分	公立小中学校	公立小中学校 県立高等学校		26.4.1現在)
		(H26.4.1現在)	(H26.4.1現在)	高等学校	幼稚園
鳥取	以県	87.0%	92.7%	70.7%	70.7%
(635		(635棟/730棟)	(203棟/219棟)	(41棟/58棟)	(29棟/41棟)
全	玉	92.5%	90.0%	77.9%	81.0%

26 企業の地方分散を促すための諸制度の再構築について

《提案・要望の内容》

- 〇地方創生とリスク分散の観点から、大都市圏に集中する企業の地方分散を促す ため、税制を始めとする諸制度の再構築を積極的に進めること。
- ① 地方への企業の本社機能の移転に加え、研究開発機能、グローバル人材研修機能、 グローバルロジスティック機能、マザー工場など、地方の拠点化を促進するような 企業の地方分散に対する大胆な支援制度を設けること。
- ② 海外生産を行う企業がその生産を国内回帰させる場合に、国内回帰企業及び当該 生産を受託する企業が行う設備投資に対する支援措置を設けること。

[税制措置例:国内回帰企業及び当該生産を受託する企業が行う設備投資に対する 税額控除措置の制定]

〇制度再構築と併せて、地方分散に係る企業への周知及び具体的な働きかけに、国が 率先して取り組むこと。

《背景•現状》

企業全体の約半数(上場企業の約8割)は三大都市圏に集中しており、大規模災害時のリスク が高くなっている。

このような状況を背景に、大都市圏から研究・開発機能や研修機能を鳥取県へ拠点化する動きが存在している。また、円安基調を背景に、企業が海外生産を国内に移す動きが顕在化しており、これらの生産活動を地方の中小企業へ移すことで新たな仕事創出に繋がる。

鳥取県では、企業の地方分散や国内回帰の流れを地方創生へと結びつけるため、独自の支援制度を設け、企業立地支援を行っている。

1 鳥取県における国内回帰・拠点集約例

【国内回帰事例】

企業名	立地場 所	本社 (回帰元)	事業内容
(株)グッドスマイル カンパニー	倉吉市	東京都 (中国)	フィギュアの製造の国内回帰
㈱モリタ製作所	倉吉市	京都府 (中国)	歯科医療機器製造の一部 生産拠点の国内回帰
ファミリーイナダ (株)	大山町	大阪 (上海)	マッサージチェア製造工程の国内回帰

【立地状況】 シャープ米子 大真空 オムロンスイッチ アンドデバイス リコーインダストリア ルソリューションズ ダイヤモンド電機 グッドスマイルカンパニー (納モリタ製作所

【拠点集約事例】

企業名	立地 場所	本社 所在地	事業内容
(株)ジャパンディスプ レイ	鳥取市	東京都	車載用ディスプレイ開発製造 機能集約
ダイヤモンド電機 (株)	鳥取市	大阪府	R&Dセンターの移転・拡充、 ロジスティクス機能集約を検討
(株)大真空	鳥取市	兵庫県	研究拠点の集約、グローバル 人材センターを開設
リコーインダストリア ルソリューションズ (株)	鳥取市	横浜市	産業機器向け電装ユニットの 生産・開発機能を鳥取に拠点 集約。
オムロンスイッチア ンドデバイス(株)	倉吉市	岡山県	ライン試作・開発ラインを倉吉 工場に集約化
シャープ(株) (シャープ米子(株))	米子市	大阪府	次世代ディスプレイ研究開発 機能集約
王子製紙㈱	米子市	東京都	木質バイオ関連の実証開発を 実施。今後生産拠点化を検討

- 2 本県独自の企業の拠点移転・国内回帰に対する支援策
- (1)企業の研究拠点化整備・研修施設設置に係る支援 企業立地補助金において研究開発拠点整備、研修施設設置に係る補助率を拡大 【通常10%⇒30%へ拡大】
- (2)企業の国内回帰にかかる支援 企業立地補助金において企業が国内回帰を行うための設備投資支援の加算を措置 【通常の支援に5%を加算措置】

27 小規模基本法及び改正小規模支援法に係る商工会、商工会議所向け 予算の地方交付税措置について

《提案・要望の内容》

〇小規模基本法及び改正小規模支援法に対する附帯決議のとおり、商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられる支援人材の体制が確保できるよう、都道府県による商工会、商工会議所向け予算について、地方交付税の増額措置を行うこと。

小規模基本法及び改正小規模支援法の制定により、商工会、商工会議所については、これまでの経営改善普及事業に加えて、中小・小規模企業の需要開拓や新事業展開等のビジネスモデル再構築等、経営の発達につながる支援計画を策定し、伴走型支援を行うこととされたため、経営指導員等の増員や資質向上などの体制強化が不可欠。

く参考>

鳥取県の取組み状況

① 県内商工団体の体制強化(H27年度~)

まち・ひと・しごと創生法が成立するなど、地方の人口が減少していく中で、今後、小規模事業者の新事業展開、事業承継、起業創業などに力を入れて取り組む必要があることから、来年度予算において、県内商工団体の小規模事業者支援の体制強化を検討している。

- 商工団体の巡回・経営相談体制の強化
- 複雑かつ多様化する経営課題に対応できる人材育成
- 外部専門家や支援機関等との連携強化
- 商工団体の国内外のネットワーク等を活用した需要獲得の推進
- 一貫した創業支援

② 鳥取県独自の小規模事業者対策の充実・強化

鳥取県では、小規模事業者支援の充実・強化を図るため、商工団体向け関連予算も含め、鳥取県独自の支援を、国の小規模事業者対策に先んじて実施している。

【 平成26年度の状況 】

鳥取県の小規模事業者支援関連予算額						
商工団体向け交付金	7億8,000万円					
商工団体を通じた補助金 (鳥取県版経営革新制度等)	7億7,900万円					
合 計	15 億 5,900 万円					

地方交付税措置額 (県試算) 10億1,800万円

28 緊急雇用創出事業臨時特例基金の存続・拡充について

《提案・要望の内容》

○緊急雇用創出事業臨時特例基金は、地方の雇用拡大、処遇改善にとって 非常に有効であり、当該基金を 1,000 億円規模として拡充の上、平成 27 年度以降も基金方式により存続すること。

※地方創生を目指す地方にとって、地域の実情に応じた地域の創意工夫による効果的な雇用の場の創出と多様な人づくりを地域自らが強力に推進していくことが重要であり、またこれらを国・地方が継続的に取り組む仕組みが必要である。

○緊急雇用創出事業臨時特例基金の拡充にあたっては、特に、有効求人倍率の低い地域に重点的に配分すること。

※有効求人倍率の状況(平成26年11月)

区分	鳥取県	全国
全 体(倍、※季節調整値)	0.96(29 位)	1. 12
正社員 (倍)	0.62(27 位)	0. 72

<参考>本県における緊急雇用創出事業(地域人づくり事業)の活用状況等

1 「処遇改善プロセス」を活用した県事業(人づくりによる経済成長戦略推進事業)

中小零細企業が多い本県では、地域人づくり事業の「処遇改善プロセス」により、従業員の賃金アップや正社員化に向けた環境整備を積極的に進めるため、鳥取県経済再生成長戦略の戦略的分野を対象に、従業員の処遇改善の取組を支援している。

事 項	内 容
支援内容	企業等から在職社員の処遇改善に向けた事業計画(売上アップによる処遇の改善等)を募集し、審査の上、採択した企業に対し、1事業当たり500万円を上限に事業計画の実施を委託する。
対象業種等	環境・エネルギー (エコカー、太陽光、リサイクル)、次世代デバイス (電機・電子関連産業)、バイオ・食品関連産業、健康・福祉サービス産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、観光ビジネス、農林水産資源関連ビジネス、次世代サービス (BPO、データセンター、コンテンツ産業)

2 「雇用拡大プロセス」を活用した地元雇用機会の創出

企業の新増設等に伴う雇用拡大や正規雇用につながる知識・技術を習得させるための人材育成の 取り組みを支援している。

3 本県の基金造成額及び執行状況

本県は約12億円の基金を造成しているが、雇用拡大のほか、処遇改善により、若年者の定着促進や人手不足業種への労働力移動推進、育休等が取得しやすい職場環境づくり等、喫緊の雇用課題解決に向けた効果が期待できるため、企業側の関心が高く、今年度中にほぼ基金を使い切るペースで執行が進んでいる。

基金造成額 1,241,200 千円 平成 26 年度末の執行見込額 1,232,490 千円 差引見込残額 8,710 千円

基金が失効する平成 27 年度以降は、処遇改善のための事業実施について、県単独での予算化を 検討しているところであるが、企業のニーズに応えるための予算額確保に非常に苦慮しているとこ ろである。

29 正規雇用への転換促進のための地方中小企業の社会保険料負担軽減について

《提案・要望の内容》

- 〇財務基盤の脆弱な地方の中小企業における非正規雇用から正規雇用への転換を 促進するため、正規雇用転換に伴う地方中小企業の社会保険料負担増を恒常的 に軽減すること
 - ・地方の人口減少を食い止め、若年者や子育て世代の労働力を地方企業へ定着させるためには、非正規雇用から正規雇用への「雇用の質の転換」を促進する必要がある。
 - ・正規雇用への転換を促進する国の助成金もあるが、財務基盤の脆弱な地方中小企業においては、一時的な助成だけでなく恒常的な負担軽減が必要である。

く参考>

1 正社員の有効求人倍率の状況(平成26年11月)

本県の正社員の有効求人倍率は 0.62 倍(平成 26 年 11 月)で、前年同月を 0.10 ポイント上回っているが、依然として全国平均を下回っている。

区 分		H26.11 月	H26.4月	前年同月 (H25.11月)
正社員の有効求人倍率(倍)	鳥取県	0. 62	0.48	0. 52
	全 国	0.72	0.61	0.63

2 正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増(試算)について

本県の若年世代(25~29歳)及び子育て世代(35~39歳)の平均的な賃金水準に基づき、 正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増を試算すると、

【 若年世代 一人当たり年間 55 千円 ~ 71 千円の負担増 】 となる。

① 25~29歳の場合(全業種平均・年額)

(単位:円/一人当たり)

	非正規的		正規制	正規労働者(b)		差額(負担増)(b-a)	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	
年 収	200 万円	190 万円	250 万円	240 万円	50 万円	50 万円	
社会保険料年額 (事業主負担分)	300, 100	282, 600	354, 500	353, 600	+ 54, 400	+71,000	

② 35~39歳の場合(全業種平均・年額)

(単位:円/一人当たり)

	非正規分	非正規労働者(a)		正規労働者(b)		曽)(b-a)
男性女性		男 性	女 性	男 性	女 性	
年 収	230 万円	200 万円	330 万円	280 万円	100 万円	80 万円
社会保険料年額 (事業主負担分)	352, 800	300, 100	494, 600	423, 400	+141,800	+123, 300
社会保険料年額(本人負担分)	341,000	290,000	477, 900	409, 300	136, 900	119, 300

- ※ 非正規労働者、正規労働者ともいわゆるフルタイム労働者(社会保険適用となる週 30 時間 以上勤務)を想定し、平均年収を比較して負担額を算定。
- ※ 平均年収は、平成 25 年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を基に、本県の事情(最低賃金の 全国平均に対する割合)を考慮して算定。
- ※ 社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料金(以上、労使折半)、児童手当 拠出金、労災保険料(以上、全額企業負担)が含まれる。

30 まんがの活用による地域振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

- 〇まんが・アニメをテーマとしたイベントの実施や国内外へのまんが・アニメを活用した情報発信、関連分野の人材育成のほか、コンテンツ産業の振興など、 クールジャパン施策に連動して地域が行うソフトパワーを活用した取組に対して支援を行うこと。
 - ※鳥取県は、平成24年に「まんが王国とっとり」を建国し、「国際まんが博」、「国際マンガサミット鳥取大会」の開催を契機に、まんがやアニメを活用して地域を活性化する取組、情報発信を進めているところ。

(これらに対して地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金 H24:294百万円、H25:43百万円を支援いただいたが、 H26は不採択。)

※平成27年度「文化芸術振興費補助金(文化芸術グローカル化推進事業)」を申請中 (申請額:29,909千円)

<参考>

- ○鳥取県における平成26年度の取組
- 1 鳥取空港の鳥取砂丘コナン空港愛称化、鬼太郎街道整備







- 2 「青山剛昌キャラクター コナン×キッド×ヤイバ 神話の国の秘宝伝」の開催
 - 期間 平成26年7月19日から9月23日
 - 概要 「名探偵コナン」週刊少年サンデー連載20周年を記念して、 鳥取県出身の青山剛昌先生の作品のキャラクターを使用し た「宝探しゲーム」を開催。
- 3 高知県との情報発信交流事業

平成25年3月に締結した「友好通商条約」に基づき、高知県「まんが王国・土佐」を連携して、 首都圏での「まんが王国会議」の開催、まんが甲子園交流試合を実施。





H26.10.13 高知×鳥取まんが王国会議

31 地域の文化芸術の振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

- ○国際的な芸術祭の実施、アーティスト・イン・レジデンスの振興、地域の伝統芸能公演の開催、外国人向け文化プログラム等、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた地域の取組に対して支援を行うとともに、外国人観光客の誘致を行うこと。
 - ※鳥取県では国内外の現代美術等のアーティストによる県内での滞在制作・展示活動(アーティスト・イン・レジデンス)の活動を促進し、地域とアーティストとの関わりを地域活性化につなげる「アーティストリゾートとっとり」構想を進めている。
 - ・平成26年度「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業」に採択 (補助額:18,202千円))
 - ・平成27年度「文化芸術振興費補助金(文化芸術グローカル化推進事業)」に申請中 (申請額:36,333千円)
 - ※関西広域連合においても、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の魅力発信として、平成27年度「文化芸術振興費補助金(文化芸術グローカル化推進事業)」に申請中

(申請額:6,240千円)

<参考>

○鳥取県における平成26年度の取組

「鳥取藝住祭2014」(アーティストリゾートとっとり芸術祭)

- (1) 期間 平成26年9月5日から11月30日までの87日間
- (2) 取組実績

アーティストの長期滞在や移住事例が挙がったり、各地で地域間交流や拠点施設の整備が進むなど、アートによる地域活性化の効果があった。

※イベント来客数 のべ約6,000人

【鳥の演劇祭7】



【鳥取芸術学校】



【まちづくり団体等が行う アーティストインレジデンス】



大山アニメーションプロジェクト

○平成27年度「文化芸術振興費補助金(文化芸術グローカル化推進事業)」申請事業 鳥取県:

- ・とっとりアートスタート推進事業
- ・アーティストリゾートとっとり芸術祭~鳥取藝住祭2015~

関西広域連合:

・東京オリンピック・パラリンピック等に向けた関西文化の魅力発信事業 (このうち国際シンポジウム「関西アーティスト・イン・レジデンス」は鳥取県で開催 を予定しており、鳥取藝住祭2015と連携して開催する)

32 ジオパーク活動の取組への支援について

《提案・要望の内容》

- 〇ユネスコの正式プログラム化を積極的に推進すること。
- ○国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において一体的な推進体制を 整えること。
 - ・教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がな く、国としての一体的な推進体制が望まれている。
- 〇学校教育や社会教育でのジオパーク活用を進めるとともに、各地のジオパークと連携してジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
 - ・国内外において、ジオパークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用(教科書への掲載等)などが重要。
- 〇山陰海岸ジオパークの魅力をさらに発信するための施設整備等について、重点 的な予算の確保など積極的に取り組んでいただきたい。
 - ・平成26年度の環境省直轄事業として、鳥取砂丘博物展示施設 (ビジターセンター) 基本計画策定中。予定どおり平成30年度にオープンするよう進めていただきたい。

《山陰海岸ジオパーク》

- ■テーマ:日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし
- ・H22 (2010) 10月 世界ジオパークネットワークに加盟
- ・H26 (2014) 9月 世界ジオパークネットワークに加盟再認定

Sen' in Kaigan Groppek Area
Li North Sen' in Kai





《主な取組》

〇保護保全活動

他のジオパークに先駆け、山陰海岸ジオパーク保護保全管理計画を策定し、ジオサイト(見どころ)の点検調査などを実施

〇調査研究活動

研究者や学生などの学術研究や調査を支援

〇ガイドの育成

ジオガイドの資質向上と連携を図るため、研修会や交流会を開催

○ジオツーリズムの推進

モデルコースの設定、モニタツアーの実施、旅行会社へのツアー造成支援など

〇普及啓発・情報発信

エリア内でのウオーキング大会・スタンプラリー・写真コンクール、首都圏・京阪神でのPRキャンペーン、媒体を使った全国PRなど

○国際会議の開催

平成27年9月に「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」を 開催予定。

33 再生可能エネルギーのさらなる導入促進について

《提案・要望の内容》

- 〇固定価格買取制度の見直しにあたっては、再生可能エネルギーの出力抑制を中心 とした対策だけでなく、バイオマス、地熱、小水力など出力の安定した再生可能 エネルギーの導入が促進するように各種の制度の見直しを早急に検討すること。
- 〇今後も再生可能エネルギーの導入を促進するために、電源別の特性に合わせて固定価格買取制度の調達価格や期間の設定に当たっては十分に配慮すること。また太陽光発電の導入に関しても、住宅用を含め、意欲ある事業者が不安にならないよう情報提供に努めるなど配慮すること。
- 〇接続容量の拡大や局所的な接続量の不足を解消するために、地域間連携や地域内 連携線の強化が推進されるように、電力会社と共同して新たな対策を速やかに実 施すること。
- 〇発電事業者への蓄電池設置支援にあたっては、発電事業者の負担増による事業意 欲の減退がないように配慮するとともに、地方創生に寄与するように努めるこ と。

く参考>

固定価格買取制度で電源別の特性に配慮が必要な事例

小水力発電所は、太陽光発電所と比べて事業性可能性の調査や建設工事に時間が必要である。検討途中で制度や買取価格が変更されると事業の予見性がなくなり、老朽化した発電設備の更新等ができなくなる。

家庭用太陽光発電での配慮が必要な事例

電力5社の買取保留の報道以来、家庭用太陽光発電設備導入で、固定価格買取制度の先行きの不安を理由に導入を中止する事例が発生している状況。

地域内連携線の増強等の新たな対策が期待される事例

系統接続において、変圧器など機器の改修など多額の費用負担を求められる場合があり、そのため事業性が減少し導入が進まない事例が発生している。

発電事業者への蓄電池設備支援について

太陽光発電事業者は買取価格の低下や出力抑制ルールの適用拡大など事業性が立たず導入に向かえない。このため蓄電池設置に当たっては特段の有利な支援制度を図る必要がある。

また、制度の執行に当たっては、例えば地域経済の活性化に資する事業を優先するなど、地域経済再生に波及するものに配慮してほしい。

34 表層型メタンハイドレートの調査研究について

《提案・要望の内容》

- 〇メタンハイドレートに関する調査研究の機能や開発技術等を地方にも分担させるとともに、地方の人材等の活用や地方での技術者など人材育成の取組みにも配慮すること。また、そのために必要な財源措置等を実施すること。
- 〇メタンハイドレート調査・開発を進めるに当たっては、採取による環境への影響評価手法の研究等開発が想定される周辺環境の影響を調査し、そのために十分な予算を確保すること。
- 〇調査・研究による埋蔵量把握や技術開発を経て、本格的な採掘、実用化、商業 化に向かうロードマップを策定し、その着実な進捗を図ること。

く参考>

鳥取県でのメタンハイドレート調査開発促進の取組

○鳥取大学大学院にメタンハイドレート関連の寄付講座を平成28年4月に開設を目指して、 大学と準備を進めているところ。

【目指す人材】

工学、理学(地球物理学)、水産学、3分野を横断的に履修し、乗船観測実習など 学外実習も経験することで、海洋資源開発の即戦力になり得る高度技術者(大学院修 士課程修了者)を育成する。

【設置スケジュール】

平成27年度 教員の募集、学生の募集

平成28~32年度 寄付講座開講(入学定員5名/収用定員10名)(5年間)

35 次世代自動車の充電インフラ整備促進について

《提案・要望の内容》

- ○充電インフラ整備目標を実現させるため、補助制度を継続実施するとともに、観 光拠点でもある「道の駅」への整備支援を重点的に実施すること。
- 〇中国自動車道等の高速道路への充電インフラについて、早急なる整備を西日本道 路株式会社へ要請すること。

【NEXCO西日本の整備計画】

中国自動車道:6基・・西宮名塩、加西、勝央各SA

山陰自動車道:2基・・宍道湖SA

舞鶴自動車道:4基・・西紀SA、綾部PA

(岡山道:2基(高梁SA)米子道:3基(蒜山SA、大山PA)は、整備済み)

〇課金システムの導入に必要な、追加のハード整備に対する財政支援を実施すること。

【既設の充電器への整備費用】 約100万円~150万円(工事費込)の見込み

〇水素インフラ整備について、四大都市圏中心の整備に限らず、本県など地方も含め全国的に整備を促進すること。

【水素ステーション整備状況(商用)】 41箇所

首都圈:23箇所 中京圈:10箇所 関西圈:4箇所 北部九州:4箇所

(参考)

・平成25年8月、電欠の不安を感じないインフラ整備を目指して、「鳥取県次世代自動車 充電インフラ整備ビジョン」を策定。エコツーリズムなど環境に配慮した観光客受入体制 の整備や超小型モビリティ等の普及促進を図ることとしている。

【インフラ整備目標】※2020年まで

(国) 普通充電器200万基、急速充電器5,000基

(鳥取県) 普通充電器344基、急速充電器183基

(平成26年11月末時点) 普通充電器 7 3 基、急速充電器 4 1 基

・隣県から来県する際に県内横断中に電欠の恐れがある区域への整備として、観光地での 整備を進める。

【今後整備が必要と考えられる地点】

奥津温泉から倉吉間や国道29号の若桜付近

(道の駅「はっとう」や「いわみ」、「犬挟」の3箇所)

36 番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

《提案・要望の内容》

○番号制度の導入に伴い発生する関連システムの構築・改修及び維持管理等を含めた必要な経費については、同制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則、国が負担するものとし、地方公共団体に新たな経費負担が生じないようにすること。

【具体的な措置】

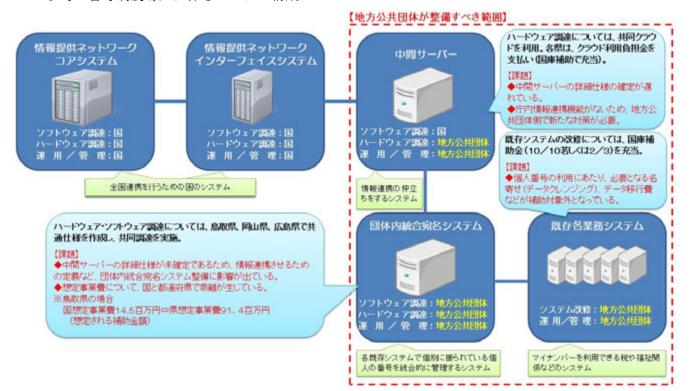
- 1. 国が設定した補助金の上限額と、地方公共団体の見積額に乖離が生じているものについては、必要な財源措置を講ずること。
- 2. 国庫補助金の適用事業を拡大すること。
- 3. 補助金の交付期間について、システムの整備期間に配慮して、柔軟な取扱いとすること。

※番号制度の導入に伴い、地方公共団体では情報提供ネットワークとの接続、住基4情報との紐付けなど大規模なシステム構築(改修)が必要となることから体制整備には長期間を要する。

○地方公共団体が番号制度導入に必要な団体内統合宛名システムの新規整備や各種システムの改修に円滑に取り組めるよう、国が整備を進める情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーに係る仕様の早期確定と情報提供を行うこと。

※国が整備する情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーの詳細設計が判明しないと、地方公共団体では体制整備に取り組むことが出来ず、結果として、国が示す期限内に体制整備を完了させることが困難となることが危惧される。

<参考>番号制度導入に係るシステム構成



37 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充について

《提案・要望の内容》

〇地方において人口減少や高齢化が急速に進む中、地域住民が等しく情報通信技術がもたらす利便性を享受し、情報格差が生じることがないようにすることが地方創生のため必要不可欠であり、地方公共団体における光ファイバ等の地域情報通信基盤(ケーブルテレビの伝送路を含む)整備に対する支援措置を拡充すること。

現在の国庫補助事業は、過疎・離島等の条件不利地域に限定した医療・健康福祉・教育等の公共アプリケーションと合わせての整備が条件となったり、防災のためのループ化等が条件となっており、超高速ブロードバンド基盤の整備をするだけでは補助対象とならない。

〇地方公共団体が整備した地域情報通信基盤を維持するため、伝送路及びネット ワーク機器の更新が必要となってきているが、特に事業採算性の乏しい地域に おいては、更新のための費用負担が多大なものとなるため、負担軽減のための 新たな支援措置を講じること。

<参考>

鳥取中央有線放送株式会社(エリア:湯梨浜町、北栄町、琴浦町)の運営状況

伝送路等の更新にはトータル50億円程度の費用負担がある一方、運営会社の利益は年2~3千万円程度であり、町の施設貸付料収入も年数百万円程度であるため、運営に伴う利益で更新費用を賄うのは非現実的な状況。(営業努力によりCATV加入率は8割超)

決算状況

		 5 1 1	— 15 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
		平成25年度	平成24年度
A	売上利益(売上-原価)	3億1,400万	3億1,700万
В	販売費及び管理費	2億8,800万	2億8,200万
С	営業利益 (A-B)	2,600万	3,500万
D	当期純利益 (営業外収益、特別損失、税引後)	2,000万	2,600万
Е	繰越利益剰余金	2億9,600万	2億7,600万

伝送路·機器等更新費用

エリア	時期、費用等	
湯梨浜町	H 2 6 年度 機器更新 0. 4 5 億円	
	今後も機器更新が順次見込まれる	
	H30~31年度 光ファイバ、設備・機器更新 14.7億円	
北栄町 H22~25年度 光ファイバ網整備 14. 2億円		
	(財源:平成21年度地域情報通信基盤整備交付金等を利用)	
	今後、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費用が	
	見込まれる。	
琴浦町	H25~30年度 光ファイバ網整備 16.5億円	
	(財源:合併特例債等を予定)	
	整備後も、機器や伝送路の更新が必要となり、全面更新時は同様の費	
	用が見込まれる。	

(補足) 光ファイバの耐用年数は10年だが、通常10数年~20年程度利用機器の耐用年数及びメーカー保守期間は共に5年程度